

2023年1月27日

託送供給等約款の認可について

当社は、2022年12月27日、電気事業法第18条第1項^{*1}に基づき、「託送供給等約款」の認可申請を経済産業大臣に行い、本日、当社申請内容のとおり認可されました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金やその他の供給条件を定めたものです。

今回の主な変更点は、以下のとおりです。

○主な変更内容

(1) 託送料金単価の見直し

2023年4月から導入される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度^{*2}）に向け、2022年12月23日に当社の送配電事業における2023年度から2027年度の5年間の託送供給等に係る「収入の見通し」が承認されたことを踏まえ、託送料金単価の見直しを行いました。

【見直し前後の託送料金平均単価】

(単価は税抜)

	見直し後	見直し前
特別高圧	2.32円/kWh	2.04円/kWh
高圧	4.83円/kWh	4.56円/kWh
低圧	10.75円/kWh	9.77円/kWh

(2) 託送料金メニューの見直し

再生可能エネルギーの有効活用等の観点から、電化推進や需要応動を後押しする託送料金面の対応として、既存のピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大すべく、当該内容を供給条件に反映しました。

(3) N-1電制^{*3}における費用負担の取り扱い

第37回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年11月30日開催）において、N-1電制におけるオペレーション費用や電制実施に必要な制御装置設置等の初期費用を一般送配電事業者が負担することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(4) インバランス料金^{※4}の未収リスクに関する保証金の取り扱い

第77回制度設計専門会合（2022年9月26日開催）において、インバランス料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクに備え、一般送配電事業者が小売電気事業者等に対し保証金を求めることができる旨を、託送供給等約款に明記することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(5) 損失率^{※5}の見直し

第40回制度設計専門会合（2019年7月31日開催）において、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、託送供給等約款に定める損失率は年度によって変動することが考えられるため、毎年至近3年の実績損失率の平均値に見直すことが望ましいと整理されたことに伴い、2019年度から2021年度の実績損失率の平均値に変更しました。

	見直し後	見直し前
特別高圧	1.9%	2.0%
高圧	5.2%	5.0%
低圧	8.5%	8.2%

○実施日

2023年4月1日より実施します。

※1 電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2 レベニューキャップ制度

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）に基づき改正された電気事業法により、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、レジリエンス強化や再生可能エネルギーの主力電源化を図ることを目的に、従来の総括原価方式に代わって、新たに導入された託送料金制度。本制度では、一般送配電事業者が、国の策定する指針（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（令和4年経済産業省令第61号[令和4年7月22日公布]））に基づき、一定の規制期間（第1規制期間は2023年度から2027年度の5年間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用などを見積もった収入の見通しについて、国の承認を受けたうえで、託送料金単価を設定する。

※3 N-1電制

緊急時用に確保されている送電線を、事故時に瞬時に発電遮断することを前提に平常時も活用する仕組み。緊急時用の容量を活用することで、より多くの電源の接続が可能になる。

※4 インバランス料金

発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスという。

需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算金をインバランス料金という。

※5 損失率

発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。なお、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行う。

以 上

（別紙）主要な料金

主要な料金

1. 接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)				
			新単価	現行単価			
低圧	電灯	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10ワットまで	円/灯	44.31	39.30
				10ワットをこえ20ワットまで	円/灯	88.61	78.62
				20ワットをこえ40ワットまで	円/灯	177.22	157.22
				40ワットをこえ60ワットまで	円/灯	265.83	235.84
				60ワットをこえ100ワットまで	円/灯	443.05	393.06
				100ワットをこえる100ワットまでごとに	円/灯	443.05	393.06
		小型 機器 料金	50ボルトアンペアまで	円/機器	132.33	117.40	
			50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで	円/機器	264.66	234.81	
			100ボルトアンペアをこえる100ボルトアンペアまでごとに	円/機器	264.66	234.81	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	円/kW	226.60	176.00	
			SB契約※1/主開閉器契約	円/kVA	166.10	126.50	
			SB契約※1 5アンペア	円	83.05	63.25	
			SB契約※1 15アンペア	円	249.15	189.75	
		電力量料金	円/kWh	9.24	8.91		
	電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	円/kW	226.60	176.00	
			SB契約※1/主開閉器契約	円/kVA	166.10	126.50	
			SB契約※1 5アンペア	円	83.05	63.25	
			SB契約※1 15アンペア	円	249.15	189.75	
		電力量 料金	昼 間	円/kWh	9.92	9.83	
			夜 間	円/kWh	8.46	7.65	
電灯従量接続送電サービス※2			円/kWh	12.96	11.80		
動力	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	円/kW	630.30	583.00	
			主開閉器契約	円/kW	457.60	423.50	
		電力量料金	円/kWh	9.46	8.99		
	動力時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	円/kW	630.30	583.00	
			主開閉器契約	円/kW	457.60	423.50	
		電力量 料金	昼 間	円/kWh	10.18	9.94	
			夜 間	円/kWh	8.66	7.74	
	動力従量接続送電サービス※2			円/kWh	19.79	18.55	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		円/kW	706.20	687.50	
		電力量料金		円/kWh	2.84	2.78	
	高圧時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		円/kW	706.20	687.50	
		電力量 料金	昼 間	円/kWh	3.10	3.13	
	夜 間		円/kWh	2.53	2.31		
	高圧従量接続送電サービス※2			円/kWh	14.41	14.05	
ピークシフト割引※3			円/kW	600.60	583.00		
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		円/kW	456.50	456.50	
		電力量料金		円/kWh	1.43	1.45	
	特別高圧時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		円/kW	456.50	456.50	
		電力量 料金	昼 間	円/kWh	1.53	1.60	
			夜 間	円/kWh	1.32	1.27	
	特別高圧従量接続送電サービス※2			円/kWh	8.91	8.93	
ピークシフト割引※3			円/kW	388.30	387.20		

※1 SB(サービスブレーカー)とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置のことを指します。

※2 自己等への電気の供給(自己託送)を行う場合で希望されるときに適用します。

※3 需要者が負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力が当社が定めた時間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 臨時接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)				
			新単価	現行単価			
低圧	電灯	電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	3.93	3.49	
		電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	7.85	6.96	
		電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1日	7.85	6.96	
		電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	78.57	69.62	
		電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	1日	78.57	69.62	
	電灯	電灯臨時接続送電サービス	基本料金	円/kVA	電灯標準接続送電サービス(主開閉器契約)の 料金を10パーセント割り増ししたもの		
		電灯臨時接続送電サービス	電力量料金	円/kWh	10.16	9.79	
	動力	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日につき	124.54	125.19	
		動力	動力臨時接続送電サービス	基本料金	円/kW	動力標準接続送電サービス(主開閉器契約)の 料金を20パーセント割り増ししたもの	
			動力臨時接続送電サービス	電力量料金	円/kWh	11.35	10.77
高圧	高圧臨時接続送電サービス	基本料金	円/kW	高圧標準接続送電サービスの料金を 20パーセント割り増ししたもの			
		電力量料金	円/kWh	3.41	3.32		
特別高圧	特別高圧臨時接続送電サービス	基本料金	円/kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金を 20パーセント割り増ししたもの			
		電力量料金	円/kWh	1.72	1.72		

3. 予備送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)	
			新単価	現行単価
高圧	予備送電サービスA	円/kW	78.10	79.20
	予備送電サービスB	円/kW	100.10	100.10
特別高圧	予備送電サービスA	円/kW	68.20	70.40
	予備送電サービスB	円/kW	96.80	100.10

4. 近接性評価割引

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)	
			新単価	現行単価
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合		円/kWh	0.55	0.55
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合		円/kWh	0.44	0.44
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合		円/kWh	0.22	0.22